

山形県次期総務事務システム等  
に係る要件定義支援業務  
企画提案募集要領

令和6年5月

山形県

# 山形県次期総務事務システム等に係る要件定義支援業務 企画提案募集要領

本募集要領は、山形県次期総務事務システム等に係る支援業務を委託するに当たり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続き等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 本プロポーザルが対象とする業務名

山形県次期総務事務システム等に係る要件定義支援業務

## 2 業務の概要

### (1) 業務内容

別紙1「山形県次期総務事務システム等に係る要件定義支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、契約時の仕様書は、今回の提案の内容を踏まえ修正するものとする。

### (2) 委託期間

委託契約締結日から令和7年12月12日まで

### (3) 業務実施場所

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県県庁舎内 ほか

### (4) 事業費（提案上限額）

35,992,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格

### (1) 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たすことを条件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 山形県内に事業所を有する事業者は、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと。

ウ 消費税を滞納していないこと。

エ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

オ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154条）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

キ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

(7) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ク 過去に、国、都道府県又は政令指定都市のいずれかの庶務事務システム又は人事・給与システムに関するパッケージシステムの導入若しくはプロジェクト管理業務を行った実績があること。

ケ 事業者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれにも該当しないものであること。

## (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 本要領等に定めた参加資格が備わっていないとき

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領等で示した要件に適合しないとき

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

カ その他、山形県総務部総務厚生課が設置する企画審査会において不適切と認められたとき

## 4 企画提案に関する質問及び回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問票（様式1）に必要事項を記入の上、「14 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出すること。

### (2) 質問受付期限

令和6年5月29日（水）午後3時まで

※ 本企画提案の募集開始から随時受付

### (3) 回答方法

問合せ及び回答内容については、参加申込書提出者全てに電子メールにより行う。  
ただし、提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問者のみに回答するものとする。

## 5 企画提案参加申込及び参加資格の確認

### (1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書（様式2）	1部
イ 誓約書（様式3）	1部
ウ 会社概要（様式4） ※ 併せて会社概要パンフレット等を添付すること。	1部
エ 類似業務受託実績書（様式5）	1部

### (2) 提出先及び提出方法

「14 担当窓口・提出先」あてに郵送（配達証明付き書留郵便かつ、提出期限必着のものに限る。）又は持参により提出すること。

### (3) 提出期限

令和6年5月31日（金）午後3時まで（必着）

### (4) 参加資格確認結果

参加に必要とされる要件を確認した後、結果を令和6年6月5日（水）まで電子メールで通知する。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	留意事項
ア 企画提案書	10部 電子媒体1部	記述形式任意 30ページ以内 （詳細は別紙2「提案書作成仕様書」による） 電子媒体については、データは原則PDF形式とし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。
イ 業務実施体制及び業務従事者の業務実績、保有資格（様式6）	10部	
ウ 見積書（様式7）	1部	代表者印を押印すること。また、見積価格の詳細の積算を別途（様式任意）添付すること。

(2) 提出先及び提出方法

「14 担当窓口・提出先」あてに郵送（配達証明付き書留郵便かつ、提出期限必着のものに限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期限

令和6年6月14日（金）午後3時まで（必着）

なお、期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

(4) 企画提案書の作成

別紙2「提案書作成仕様書」により作成すること。

本業務の具体的な内容については、別紙1の仕様書に記載のとおりであるが、記載の内容に追加して実施することがあれば合わせて提案すること。

なお、追加提案については、事業費（提案上限額）の範囲内で実施するものであること。

## 7 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 山形県総務部総務厚生課が設置する企画審査会において、別紙3「山形県次期総務事務システム等に係る要件定義支援業務公募型プロポーザル方式による企画提案審査要領」に基づき、提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行い、審査の結果、評価点数の合計点数が高い順に、最優秀提案者及び次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) プレゼンテーションは、本業務の統括責任者又は作業責任者として業務に従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。

なお、実施方法は対面方式による実施を予定している。

(3) 企画審査会の日時、実施方法等については、別途、各参加者に対し書面により通知する。

(4) 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

## 8 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

(1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。

(2) 応募できる提案の数は、一参加者につき一件とする。

(3) 企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 企画提案書の提出期限後における再提出及び差替えは認めない。

(5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。

(6) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(7) 企画提案書等の応募書類については、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

- (8) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

## 9 審査結果の通知及び公表

審査結果は各参加者に対し書面により通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。

## 10 契約締結

- (1) 最優秀提案者を委託契約者となる候補者（以下「受託候補者」という。）とし、県との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、企画審査会において次点の評価を受けた応募者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、「14 担当窓口・提出先」に定める担当において行う。
- (7) 契約締結により県と合意に達した受託者は、契約締結の日までに契約保証金（契約金額の100分の10に相当する金額以上の額）を納めるものとする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当の場合は、免除する。
- (8) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ委託者と協議のうえ、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。
- (9) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を県に移転する。

## 11 その他留意事項

- (1) 企画提案者は、本企画提案により直接又は間接に知り得た情報について、参加申込書（様式2）に記載の事項を遵守すること。
- (2) 本企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (3) 業務実施体制に記載した予定担当者は、原則として、変更できない。なお、退職、病気でやむを得ない場合は、県の同意を得て同等以上の者に変更できるものとする。
- (4) 本募集要領に記載のない事項については、県の指示によること。
- (5) このプロポーザル公募及び契約については、県の都合により変更、中止する場合がある。

## 12 スケジュール（予定）

内容	日程
企画提案募集開始（県）	5月7日（火）
資料配布期限	5月27日（月）
質問受付期限	5月29日（水）午後3時まで
参加申込書提出期限	5月31日（金）午後3時まで
企画提案書提出期限	6月14日（金）午後3時まで
企画審査会開催	6月下旬 別途通知
審査結果通知（県）	7月上旬 別途通知
契約締結	7月上旬～中旬 別途通知

## 13 閲覧資料について

以下の資料は、電子メール又はCD-R若しくはDVD-Rで提供するため、必要があれば「14 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより連絡すること。

なお、メール本文に法人等名、担当者の氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。

また、関連資料は本県の承諾なしに複製、再配布、二次利用を禁止する。

### 【閲覧資料】

- (1) 総務事務システム等現行可視化資料

※総務事務システム及び交替制勤務管理システムのみ

- (2) 総務事務システム等マニュアル

- (3) 総務事務システム等システムドキュメント（画面、帳票設計書）

※画面、帳票設計書以外のシステムドキュメントについても必要に応じて提供可能だがファイルサイズによっては、県にて直接確認していただくことになる。その場合は、「14 担当窓口・提出先」に連絡し、事前に日程調整を行うこととする。

## 14 担当窓口・提出先

山形県総務部総務厚生課 業務システム担当  
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号  
電話番号 023-630-3337  
FAX 023-630-3275  
電子メール somusys@pref.yamagata.jp